

平成28年11月21日

徳島税務署との定期協議会の報告について

公益社団法人徳島法人会

徳島税務署と徳島法人会の青年部会、女性部会との定期協議会の内容と今後の対応について報告いたします。

平成28年11月21日(月)13時より、徳島税務署署長他5名、徳島法人会青年部5名、女性部16名、事務局2名の参加により定期協議会が行われました。

徳島税務署からは「税を考える週間」(平成28年11月11日(金)～17日(木))について別紙(税の役割と税務署の仕事)の内容について説明がありました。また、平成28年度「税の作品展」が平成28年11月10日(木)から13日(日)までの4日間NHK徳島放送局1階視聴者プラザにて税に関する優秀作品(作文・習字・絵はがき)の展示がされたことの報告がされました。

次に、e-Taxの説明やダイレクト納付の利用方法の説明等がされました。(別紙資料参照)

また、マイナンバー制度・法人番号については、概要、使用項目、使用用途、今後の対応等について説明がされました。

徳島法人会からは、法人会の平成29年度税制改正に関する提言事項の説明が行われました。また徳島税務署管内の小学生における租税教室開催状況等も報告されました。

フリーテーマでの意見交換では、マイナンバーにおける質問が多く出されました。例えば、・マイナンバーを従業員等により知らせる方法は？・マイナンバーを提供したくない人への対応はどうするか？等々の質問がありました。税務署の回答(マイナンバーカードを持っていれば、利便性が高い。マイナンバーを提供したくない人に対しては、法律で定められた義務である事を説明し、書類はそのまま提出を受け、経緯については記録しておく。)

また、・納税証明書の受取の省略化はできないものか？税務署の回答(納税証明書もオンライン請求でき、自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書の請求ができ、時間短縮や手数料が安くなります。)

租税教育については、・講師の数が少ないので増やす方法は？・租税教育用のビデオは新しくならないか？税務署の回答(毎年講師養成講座を開催しているので、より多くの人に参加してもらいたい。ビデオについては、予算の関係はあるが複数年かけて検討中)

税務署からの要望事項としては、・来年2月14日から確定申告の対応が行われるが、マイナンバーカードを持っていると利便性が高いので進めてほしい。・源泉所得税等のダイレクト納付に対して協力してほしい。・納税証明書のオンライン請求を進めてほしい。等々の要望事項が示された。

なお、国税庁では、税に関する各種情報をホームページで提供していますので、ぜひ、ご利用ください。 <http://WWW.nta.go.jp/>

今後も定期協議会で出た意見や対応につきましては、ホームページを通じて皆様にお伝えしてまいります。今後ともよろしくご厚意申し上げます。

## 「税を考える週間」とは

<b>実施期間</b>	11月11日～17日
<b>趣 旨</b>	税の意義や役割について能動的に考えてもらい、 税に対する理解を深めてもらう
<b>テーマ</b>	「くらしを支える税」

「週間」の変遷

昭和29年～	「納税者の声を聞く月間」
昭和31年～	「納税者の声を聞く旬間」
昭和49年～	「税を知る週間」
平成16年～	「税を考える週間」

## 税の作品展

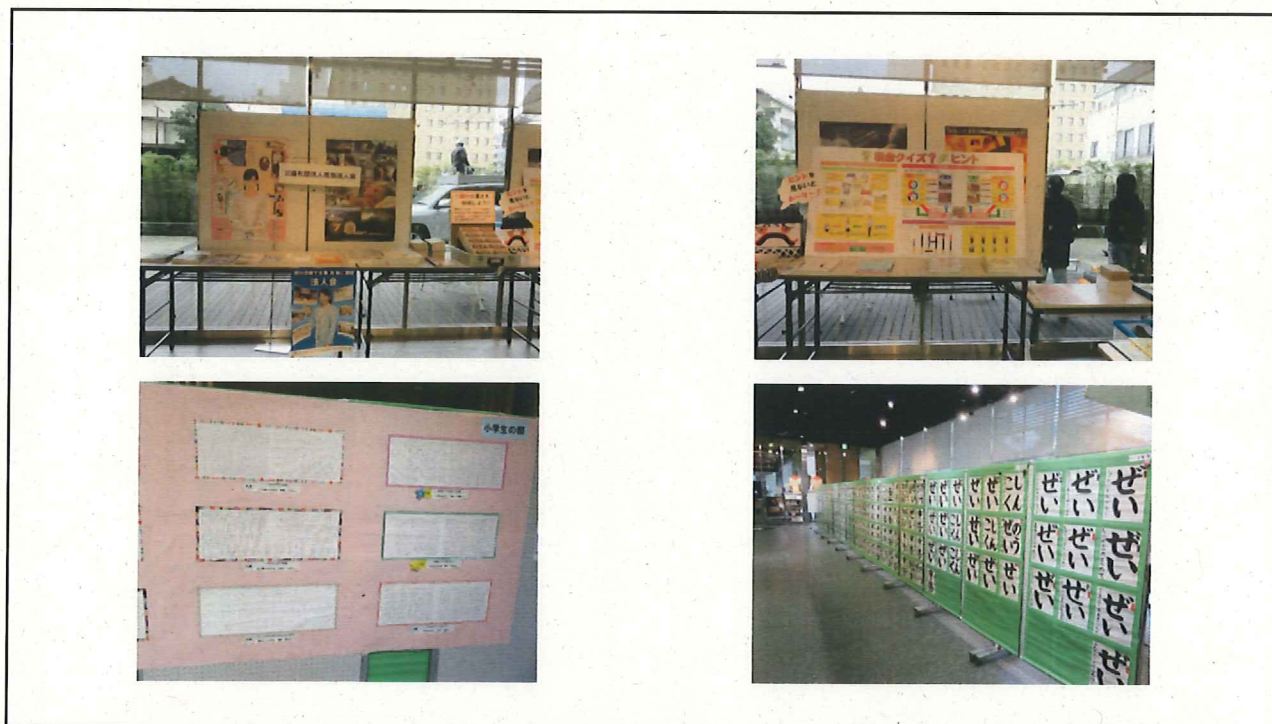
NHK徳島放送局 1階ロビー  
 11月10日(木)～11月14日(日)  
 平日10:00～17:00 休日10:00～16:00

### 展示内容

作文	小学生	18編
	中学生	7編
	高校生	4編
習字	小学生	158点
絵はがき	小学生	21点







### 徳島税務署管内の小学校における租税教室開催状況

平成28年11月15日現在

年度	23	24	25	26	27	28 (予定)
① 管内学校数	56	56	56	56	56	56
② 開催学校数	41	45	47	56	54	54
③ 開催割合(②/①)	73.2%	80.4%	83.9%	100.0%	96.4%	96.4%
④ 開催回数	61	67	71	88	75	75
⑤ 徳島法人会講師派遣校数	24	23	27	33	33	33
⑥ 徳島法人会講師派遣校割合(⑤/②)	58.5%	51.1%	57.4%	58.9%	61.1%	61.1%
⑦ 徳島法人会講師派遣回数	29	25	33	43	46	38
⑧ 徳島法人会講師派遣回数割合(⑦/④)	47.5%	37.3%	46.5%	48.9%	53.1%	50.7%



# ネットが便利 申告・納税 e-Tax

## マイナンバーカードで e-Tax



国税庁 e-Tax  
キャラクター  
イータ君



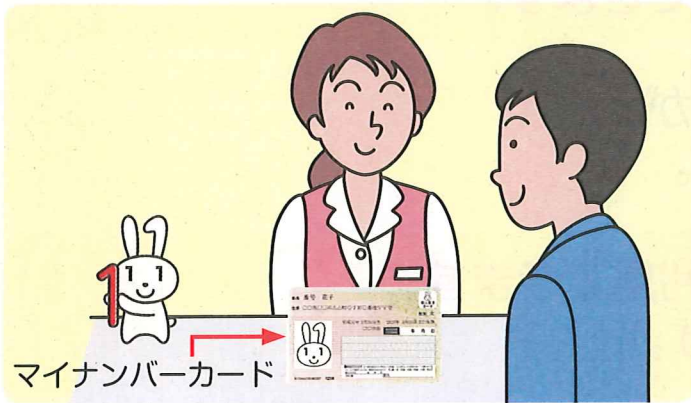
イータックス  
e-Tax

※ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

### 1 マイナンバーカードとICカードリーダーを用意

住民票のある市区町村に交付申請し、  
マイナンバーカードを取得

マイナンバーカードに対応した  
ICカードリーダーを用意



※マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市区町村窓口へお問合せください。



※家電販売店などで購入することができます。  
※マイナンバーカードに対応した IC カードリーダーは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。

### 2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

#### 1 e-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得

※既に利用者識別番号を取得されている方は、開始届出書の提出は不要です。

- 氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出書を提出すると、利用者識別番号が即時に発行されます。

#### 2 マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

- IC カードリーダーを使用して、マイナンバーカードの電子証明書を e-Tax に登録します。  
※住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している方が新たにマイナンバーカードを取得された場合も、マイナンバーカードの電子証明書の再登録が必要です。

#### 3 申告書等データを作成、送信

- 所得税、消費税の確定申告書及び贈与税の申告書などを画面の案内に従って、作成します。
- IC カードリーダーを使用して、作成した申告書等データにマイナンバーカードの電子証明書を付与し、申告書等データを e-Tax に送信します。

※申告書等データを送信した後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、格納された情報をご確認ください。

※住民基本台帳カードで e-Tax を利用されている方へ

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。



## 添付書類の提出が便利になりました。



### イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信できるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や取用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」([www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm))でご確認ください。

#### 1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキナーによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
  - ・ 目視により内容の確認ができること
  - ・ パスワードを設定していないこと
  - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

#### 2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

#### 留意事項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（取用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



# 国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

## ダイレクト納付を利用するには

### ① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご確認ください。

### ② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

### ③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



スマートフォンや  
タブレット端末からでも  
利用できます。



自宅等で  
請求データを  
作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット  
端末で納税証明書請求データを作成します。

### オンライン請求

※電子署名及び  
電子証明書の送信が不要!!



税務署窓口で  
本人確認後に  
受取

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い  
時間で受け取れます。(請求日当日の受取を指定さ  
れた場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

e-Taxを  
使った

## とても便利な

# 納税証明書のオンライン請求を



イータ君

## ぜひご利用ください!!

メリット

1

### 手数料が 安価です。

1 税目 1年度  
1 枚 370円(通常400円)

メリット

2

### 窓口での 待ち時間が 短縮できます。

イータックス  
**e-Tax**

詳しい手続は裏面をご覧ください。➡



# 申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

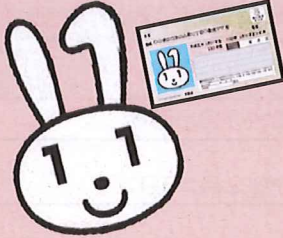
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



123...

## マイナンバーの記載



## 本人確認書類の 提示又は写しの添付

### が必要です

#### 本人確認書類

#### ◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

#### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

##### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）  
などのうちいずれか1つ



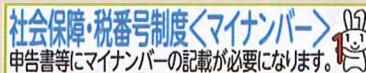
##### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

#### 国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm> をクリック



社会保障・税番号制度<マイナンバー>申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。